

令和5年7月教育委員会会議録

---

【会議に付すべき事件】

- 議案第 7号 後援名義使用願の承認について  
議案第 8号 熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の臨時開館について  
議案第 9号 熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の臨時休館について  
議案第10号 後援名義使用願の承認について  
報告第 6号 町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について  
報告第 7号 令和5年6月熊取町議会定例会の結果報告について  
報告第 8号 熊取町公民館規則制定の専決処分報告について  
報告第 9号 熊取町文化ホール規則制定の専決処分報告について  
報告第10号 青少年問題協議会委員委嘱の専決処分報告について
- 

【その他】

後援名義使用願の承認について【報告】4件

《7月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業予定  
図書館【熊取図書館 他関係団体】事業予定  
小・中学校行事予定

《5月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・総合体育館 他関係団体】事業報告

《6月分》

図書館【熊取図書館 他関係団体】事業報告

---

日 時 令和5年7月7日（金）午後5時00分から  
場 所 役場本館3階 議場

---

【教育委員会定例会出席者】

教育長	岸野 行男
教育委員（教育長職務代理者）	梶山慎一郎
教育委員	鈴木 直子
教育委員	一ノ瀬由美子
教育次長	阪上 敦司
統括理事	吉田 茂昭



もに、相互の交流を図る目的で開催されます。参加予定人員は320人、参加対象者は社会教育者、教育関係者、自治体職員など。参加者負担は、一般が3,000円、学生・大学院生については1,000円となっております。周知方法は、チラシ、ウェブでの周知、ロコミなどがございます。廃棄物4R等の取組でございますが、ごみの分別の徹底、会場であります大阪観光大学の分別方針に従いごみを削減し処理するとなっております。

3ページには当協議会の規約、5ページ以降にはチラシ、分科会の詳細などを添付しておりますので、後ほどお目通しください。

以上、議案第7号「後援名義使用願の承認について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

では、議案第7号「後援名義使用願の承認について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

岸野教育長

議案第7号「後援名義使用願の承認について」承認とします。

次に、事前配付の議案書13ページ、議案第8号「熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の臨時開館について」事務局から説明願います。

立石参事。

立石参事

事前配付の議案書13ページをご覧ください。

議案第8号「熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の臨時開館について」ご説明申し上げます。

熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）利用者の方々の利便性の向上及び体育館の有効活用を図るため、総合体育館条例第13条ただし書きにより、令和5年7月25日火曜日、8月1日火曜日、8日火曜日、15日火曜日、22日火曜日を臨時に開館するというものでございます。

この5日間につきましては、小・中学校の夏休み期間を通常開館す

るというものであり、平成28年度から実施しているものでございます。

以上、議案第8号「熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の臨時開館について」説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等はありませんか。

では、議案第8号「熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の臨時開館について」承認としてよろしいか。

委員全員

（「はい。」の声）

岸野教育長

議案第8号「熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の臨時開館について」承認とします。

次に、事前配付の議案書14ページ、議案第9号「熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の臨時休館について」事務局から説明願います。

立石参事。

立石参事

続きまして、議案書14ページをご覧ください。

議案第9号「熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の臨時休館について」ご説明申し上げます。

熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の保守点検等のため、総合体育館条例第13条ただし書きにより、令和5年10月7日土曜日、8日日曜日、9日月曜日を臨時に休館するというものでございます。

以上、議案第9号「熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の臨時休館について」説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等はありませんか。

では、議案第9号「熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の臨時休館について」承認としてよろしいか。

委員全員

（「はい。」の声）

岸野教育長

議案第9号「熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）の臨時休館に

ついて」承認とします。

次に、当日配付の議案書42ページ、議案第10号「後援名義使用願の承認について」事務局から説明願います。

杉田参事。

杉田（茜）参事

それでは、議案第10号「後援名義使用願の承認について」（漫画家・棚園正一氏講演会「学校へ行けなかった僕の気持ちと両親や先生の間わり方」）ご説明申し上げます。

当日配付分の議案書43ページをご覧ください。

令和5年6月28日付で、特定非営利活動法人キリンこども応援団水取博隆氏より、漫画家・棚園正一氏講演会「学校へ行けなかった僕の気持ちと両親や先生の間わり方」について、当委員会の後援名義使用願がありましたので、これを承認するというものでございます。

本案件は、新規の案件としてご審議をお願いするものでございます。

この講演会は、小学校から不登校になり、今は漫画家・イラストレーターとして活躍する棚園正一さんを招いて、不登校児の体験談やその後の人との出会いをお話しいただき、不登校の子どもたちが抱える思いや気持ちを知り、家族だけでなく、学校や地域ができるサポートを学ぶというものです。

講演会日時は、令和5年9月17日日曜日を予定しております。

開催場所は、レイクアルスタープラザ・カワサキ生涯学習センターでございます。

4Rの取組としましては、ごみの持ち帰りを進め、出たごみについては分別することを聞き取っております。

44ページから57ページまでは、団体の概要や企画書等がございますのでご参照ください。

以上、議案第10号「後援名義使用願の承認について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等はありませんか。

では、議案第10号「後援名義使用願の承認について」、承認としてよろしいか。

委員全員

（「はい。」の声）

岸野教育長

議案第10号「後援名義使用願の承認について」承認とします。

次に、事前配付の議案書15ページ、報告第6号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」事務局から説明願います。

伊東課長。

伊東課長

それでは、報告第6号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」ご説明申し上げます。

議案書の15ページをお開きください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長から意見を求められた次の議案については、異議がないものとして専決処分したので、報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、令和5年度熊取町一般会計補正予算（第5号）のうち、教育の事務に関する部分についてでございます。

なお、この議案につきましては、去る6月27日令和5年熊取町議会6月定例会に追加議案として上程したものでございます。

議案の内容につきましては、議案書の19ページをお開きください。

歳出予算となります。小学校費の小学校給食事業給食費補助金が7,033万円、同じく中学校費の中学校給食事業給食費補助金が3,686万4,000円でございます。物価高騰等の対策として、町立小中学校の保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費を令和5年度の2学期及び3学期の間無償化するものでございます。

以上で、報告第6号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

では、報告第6号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員

（「はい。」の声）

岸野教育長

報告第6号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専

決処分報告について」承認とします。

次に、事前配付の議案書20ページ、報告第7号「令和5年6月熊取町議会定例会の結果報告について」事務局から説明願います。

伊東課長。

伊東課長

それでは、報告第7号「令和5年6月熊取町議会定例会の結果報告について」ご説明申し上げます。

議案書の20ページをお開きください。

令和5年6月熊取町議会定例会において議決された事項のうち、当委員会に関係のある事項を報告するものでございます。

内容につきましては、まず、学校教育課所管分として、令和5年度熊取町一般会計補正予算（第4号）について。中身については、6月の定例会でお伝えしておりますが、中央小学校と西小学校の校舎増築に伴う建築確認手数料及び設計委託料等に係る経費の補正予算でございます。

続きまして、令和5年度熊取町一般会計補正予算（第5号）について。中身につきましては、先ほど説明いたしました小・中学校給食無償化に伴う給食費補助金に係る経費の補正予算でございます。

これらにつきましては、町議会におきまして慎重なご審議を賜り、原案どおりご可決いただきましたことをご報告申し上げます。

以上、報告第7号令和5年6月熊取町議会定例会の結果報告のうち、学校教育課所管分についての説明を終わらせていただきます。

岸野教育長

大屋課長。

大屋課長

続けて、私のほうから、生涯学習推進課所管の分についてご報告いたします。

3番の熊取町公民館条例、4番の熊取町文化ホール条例についてでございます。

6月の教育委員会定例会でご説明させていただきました両条例につきましては、熊取町議会6月定例会において慎重なご審議を重ねていただき、6月27日の本会議で原案どおり可決されましたので報告させていただきます。

生涯学習推進課の6月熊取町議会定例会の結果報告についてのご説明とさせていただきます。

岸野教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質問等はありませんか。  
では、報告第7号「令和5年6月熊取町議会定例会の結果報告について」承認としてよろしいか。

委員全員 （「はい。」の声）

岸野教育長 報告第7号「令和5年6月熊取町議会定例会の結果報告について」承認とします。  
次に、事前配付の議案書21ページ、報告第8号「熊取町公民館規則制定の専決処分報告について」事務局から説明願います。  
大屋課長。

大屋課長 事前配付の議案書21ページをお開きください。  
報告第8号「熊取町公民館規則制定の専決処分報告について」ご説明いたします。  
規則の制定改廃につきましては、事務委任規則第2条第10号の規定により、会議による議決により決裁するものとなっておりますが、21ページの下部に記載のとおり、公民館条例が令和5年6月27日に公布されたことに伴い、7月教育委員会定例会において議決を得るまでの間に当条例の施行に関し必要な事項を定める必要が生じたため、同規則事務委任規則第4条の規定により、令和5年6月27日付で専決処分をし、同規則第5条第2号の規定により報告し、承認を求めるといふものでございます。  
提案理由でございますが、熊取町公民館条例が令和5年6月27日に公布されたことに伴い、同条例の施行について必要な事項を定める必要が生じたため、この規則を提出するといふものでございます。  
22ページをお開きください。  
上から3行目になります。専決日につきましては、令和5年6月27日専決でございます。  
主な規則の内容についてご説明いたします。  
まず、第3条の休館日、第4条の供用時間についてでございますが、これまでの公民館と同じく火曜日と年末年始を休館日とし、午前9時から午後10時までを供用時間と定めております。  
次に、第5条使用の申請でございますが、23ページのほうに移っていただきまして、上から4行目になります。（1）本町に在住する者は使用しようとする日の6月前の属する月の初日から、（2）それ

以外の者は5月前の属する月の初日からということで、住民の方は半年前から、住民でない方は5か月前からの予約ということで、これまでと同様の取扱いとなります。

次に、24ページをお開きください。

下のほうにございます第15条使用料の減免でございます。これまで公民館については使用料を免除するという規定しかございませんでしたが、免除の規定に加え受益者負担適正化の観点から、減免割合を新たに規定しております。(2)になります。熊取町文化振興連絡協議会加盟の団体につきましては、社会教育法第20条公民館設置の目的に沿った活動のために使用する場合は7割を減額。25ページに移りまして、(3)社会教育団体その他公益を目的とした事業を実施している団体が使用する場合は5割を減額。(4)町内の各官公庁、学校園並びに社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する団体が主催で、公用または公益もしくはその事業を行うために使用する場合は5割を減額することができると規定しております。

26ページをご覧ください。

施行期日でございますが、中ほどに附則にて、令和6年4月1日から施行すると定めております。ただし、公民館条例も同様に令和6年4月1日より施行すると定めておりますが、使用申請などの手続については施行前でもできるという規定をしております。

以上、報告第8号「熊取町公民館規則制定の専決処分報告について」のご説明といたします。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等はありませんか。

では、報告第8号「熊取町公民館規則制定の専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

岸野教育長

報告第8号「熊取町公民館規則制定の専決処分報告について」承認とします。

次に、事前配付の議案書27ページ、報告第9号「熊取町文化ホール規則制定の専決処分報告について」事務局から説明願います。

大屋課長。

大屋課長

事前配付の議案書 27 ページをご覧ください。

報告第 9 号「熊取町文化ホール規則制定の専決処分報告について」  
ご説明いたします。

先ほどの公民館規則と同じく、規則の制定改廃につきましては、事務委任規則第 2 号第 10 号規定により、会議による議決により決裁するものとなっておりますが、こちらにも提案理由に書いておられますとおり、文化ホール条例が令和 5 年 6 月 27 日に公布されたことに伴い、7 月の教育委員会定例会において議決を経るまでの間に当条例の施行に関し必要な事項を定める必要が生じたため、事務委任規則第 4 条の規定により専決処分をし、6 月 27 日付で専決処分し、同規則第 5 条第 2 号の規定により報告し、承認を求めるというものでございます。

提案理由でございますが、熊取町文化ホール条例が令和 5 年 6 月 27 日に公布されたことに伴い、同条例の施行について必要な事項を定める必要が生じたため、この規則を提出するというものでございます。

次の 28 ページをお開きください。

上から 3 行目でございますが、専決日については令和 5 年 6 月 27 日専決となっております。

主な内容についてご説明のほうさせていただきます。

まず、第 3 条になります。使用の申請についてでございますが、使用しようとする日の 12 か月前の日の属する初日から受け付けるものと規定しております。公民館と異なりまして、町内在住と在住でない方との受付日の差は設けておりません。12 か月前ということになりますので、この規則を制定し、4 月 1 日開館予定ですので、7 月 1 日から受付のほう開始させていただいております。

次に、第 4 条使用料の減免でございます。文化ホールについても、公民館と同じく免除の規定に加えまして、(2) 国またはほかの地方公共団体その他の公共的団体に公用、公共用または公益上の目的のために使用させる場合は 5 割を減額することができると規定しております。

29 ページになりますが、第 5 条使用料の還付になります。(2) の下部の表のとおり、施設により期日を定めておりまして、ホールにつきましては使用日前の 3 月前までに、そのほかの施設、リハーサル室、楽屋の 1、楽屋の 2 については使用日前 1 月、使用日 1 か月前までに使用の取消しを申し出て、その理由が認められた場合は既納使用料の 5 割、半分を還付するというように規定しております。

次に、第7条公民館規則の準用でございますが、この規則に定めるもののほか、こちらに書いております条文ですが、休館日、供用時間、使用の申請許可、減免、還付の手続などにつきましては、公民館規則の規定を準用し、同じような取扱いで手続をするということを定めております。

最後になります。公布期日につきましては、附則において令和6年4月1日から施行するとしております。ただし、公民館と同じく、文化ホール条例についても、令和6年4月1日より施行するという形で定めておりますが、使用申請などの手続については、施行前までできるという規定をしております。

以上、報告第9号「熊取町文化ホール規則制定の専決処分報告について」のご説明といたします。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等はありませんか。

では、報告第9号「熊取町文化ホール規則制定の専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

岸野教育長

報告第9号「熊取町文化ホール規則制定の専決処分報告について」承認とします。

次に、事前配付の議案書31ページ、報告第10号「青少年問題協議会委員委嘱の専決処分報告について」事務局から説明願います。

大屋課長。

大屋課長

それでは、報告第10号「青少年問題協議会委員委嘱の専決処分報告について」ご説明させていただきます。

事前配付の議案書31ページになります。

青少年問題協議会規則第3条第2項の規定による下記の青少年問題協議会委員の委嘱について、事務委任規則第4条の規定により専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

現在の委員につきましては、令和5年4月1日より2年の任期で委嘱しておりましたが、今年度に入りまして役員の異動がございましたので、改めましてそれぞれ委嘱させていただくものでございます。

まず、熊取町議会議長の河合弘樹氏につきましては、同協議会規則

第3条第2項第1号に定める町議会議員として令和5年5月15日から、次に、小中学校PTA連絡協議会代表の石井佑樹氏につきましては、同じく同協議会規則第3条第2項第3号に定める学識経験者として令和5年5月19日から、それぞれ委員を委嘱するものでございます。

なお、委嘱期間につきましては、同規則第4条ただし書きの規定に基づき、前任者の残任期間となりますので、委嘱日から令和7年3月31日までとなります。

以上、報告第10号「青少年問題協議会委員委嘱の専決処分報告について」ご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等はありませんか。

では、報告第10号「青少年問題協議会委員委嘱の専決処分報告について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

岸野教育長

報告第10号「青少年問題協議会委員委嘱の専決処分報告について」承認とします。

以上で、本日の会議に付された審議すべき議案が終了しました。

ほかに何かございませんか。

ないようですので、審議を終了します。

(その他報告事項)

岸野教育長

続きまして、その他報告事項に入らせていただきます。

それでは、順次事務局から報告を願います。

杉田参事。

杉田(茜)参事

『後援名義使用願の承認について(さのドラDAY) P. 58より説明』

岸野教育長

では、続きまして、大屋課長。

大屋課長

『後援名義使用願の承認について(第44回熊取町小・中学校PTA連絡協議会主催「親睦ソフトバレーボール大会」) P. 32より説

明』

『後援名義使用願の承認について（令和5年度第2回保護者のための特別支援教育の講演会）P. 34より説明』

岸野教育長

立石参事。

立石参事

『後援名義使用願の承認について（貝塚熊取吹奏楽祭2023）P. 33より説明』

岸野教育長

では、続きまして、行事予定。  
吉田統括。

吉田統括理事

『小・中学校行事予定P. 59より説明』

岸野教育長

では、続いて、大屋課長。

大屋課長

『生涯学習推進課事業予定P. 35～P. 36より説明』

岸野教育長

それでは、原田館長。

原田図書館長

『図書館事業予定P. 37～P. 38より説明』

岸野教育長

報告は以上でしょうか。  
ほかに何かございませんか。  
ないようですので、令和5年7月教育委員会定例会を閉会します。  
お疲れさまでした。

---

閉会 午後5時40分

---